

重要なお知らせ

植物を日本へ持ち込むには、 検査証明書が必要です



植物防疫法により、植物* を日本へ持ち込むには
輸出国政府機関により発行された検査証明書
(Phytosanitary certificate) を添付して、輸入検査を
受ける必要があります。

日本への持ち込みが禁止されている植物もあります(裏面参照)。

* 果実、野菜、穀物などのほか、切花、種子、苗木や、植物を原材料と
した加工品の一部も含まれます。
また、検査証明書を必要としない植物(輸入検査の受検は必要)や、
検査証明書及び輸入検査の受検が不要な植物もあります(裏面参照)。



検査証明書を添付されていない植物は、植物防疫法
に基づき廃棄処分となります。

検査証明書を添付せずに輸入した場合や輸入時の検
査を受けなかった場合は、3年以下の拘禁刑又は300
万円以下(法人の場合は5,000万円以下)の罰金が科
せられる場合があります。

植物の病害虫 侵入警戒中

MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries
農林水産省



日本への持ち込みが禁止されている主な植物

- チチュウカイミバエやミカンコミバエが発生している国や地域から
のほとんどの果実・果菜類(カンキツ類やマンゴウなど)
- コドリングが発生している国や地域からのリンゴやサクランボの果
実、殻付きクルミなど

* そのほか、日本未発生で世界的に被害が大きい病害虫が発生している国や地域か
らは、多くの植物の持ち込みが禁止されています。詳しくは植物防疫所にお問い合わせください。



チチュウカイミバエ



ミカンコミバエ



コドリング

◆ 検査証明書を必要としない植物(⚠ 輸入検査の受検は必要)

粉トウガラシ、サンショウ、切り干し大根、ゼンマイ、薬用ニンジン、
蓮の実、ダイウイキョウ(八角)、コーヒー生豆、ヒマワリの種(食
用)など乾燥または凍結されているものであって、栽培、飼料、肥料、
農林業生産資材に利用されないもの。

※注 こく類(コメ、アワ、トウモロコシ、ソバ、ムギ類など)、マメ類(ダイズ、
アズキ、ピーナッツなど)、木材、カカオ豆、ゴマ、タマリンド乾果、コリアン
ダー、一部のドライフラワー・漢方薬・香辛料などは乾燥されたものであっても
検査証明書の添付が必要です。詳しくは植物防疫所にお問い合わせください。

◆ 検査証明書の添付及び輸入検査の受検が必要ないもの

- 製材
- 製茶
- アルコール、酢酸、砂糖につけられた植物 など

植物防疫所の主なお問合せ先

- | | | | |
|------------|--------------|-------------|--------------|
| ● 横浜植物防疫所 | 045-211-7153 | ● 門司植物防疫所 | 093-321-2601 |
| ● 名古屋植物防疫所 | 052-651-0112 | ● 那覇植物防疫事務所 | 098-868-2850 |
| ● 神戸植物防疫所 | 078-331-2386 | | |